

定 款

群馬県太田市大原町156番地3

株式会社 孫の手

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 孫の手 と称する。英文では、Magonote Inc. と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有料老人ホームの経営
2. 介護保険法に基づく次の事業
 - (1) 訪問介護・介護予防訪問介護及び第一号訪問事業
 - (2) 通所介護・介護予防通所介護及び第一号通所事業
 - (3) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
 - (4) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
 - (5) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
 - (6) 訪問看護・介護予防訪問看護
 - (7) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
 - (8) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
 - (9) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
 - (10) 夜間対応型訪問介護
 - (11) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
 - (12) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (13) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
 - (14) 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - (15) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
 - (16) 居宅介護支援・介護予防支援及び第一号介護予防支援
 - (17) 看護小規模多機能型居宅介護・介護予防看護小規模多機能型居宅介護
 - (18) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (19) 地域密着型通所介護
 - (20) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
3. 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業
4. 介護保険適用外の訪問介護、訪問リハビリテーション、送迎サービス、障害者・高齢者の介護支援事業
5. 居宅介護支援のための住宅改修事業、住環境に関する相談業
6. サービス付き高齢者向け住宅、障害者向けアパートの経営
7. 医療、福祉系人材の育成事業
8. 給食事業

9. 飲食業

- 1 0. 弁当・惣菜等調理食品の製造及び販売
- 1 1. イベント企画業
- 1 2. ソフトウェアの開発及び販売
- 1 3. 旅行業
- 1 4. 旅館業
- 1 5. 労働者派遣事業
- 1 6. 経営コンサルタント業
- 1 7. 福祉用具及び教材・健康機器・健康器具の販売及びリース業
- 1 8. 健康食品の販売
- 1 9. 飲料水の販売
- 2 0. 便利屋（各種軽作業の請負）事業
- 2 1. スポーツクラブ、アスレチッククラブ、健康トレーニング施設の経営及び管理並びに
関連用品の販売
- 2 2. 有料職業紹介事業
- 2 3. インターネットを利用した情報システム及び通信ネットワークの企画、設計、開発、
運用、管理並びに保守
- 2 4. インターネット、電子出版、映像、出版、印刷物等の各種メディアの企画・制作
- 2 5. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を群馬県太田市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子
公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席してその過半数をもってこれを決する。

2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役

（監査役の員数）

第28条 当会社の監査役は、2名以内とする。

（監査役の選任方法）

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったこ

とによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

(改訂履歴)

2001年 2月28日 制定
2005年12月 1日 改訂
2007年 1月13日 改訂
2009年 9月17日 改訂
2014年 1月 6日 改訂
2017年11月25日 改訂
2018年 5月16日 改訂
2019年 4月13日 改訂
2020年 5月18日 改訂
2021年 6月17日 改訂
2021年10月 1日 改訂
2022年 6月30日 改訂
2023年 3月10日 改訂
2023年 3月26日 改訂
2023年11月30日 改訂

2025年 6月27日 改訂
2025年12月 5日 改訂

2026年1月30日

当会社の現行定款に相違ありません。

(本店) 群馬県太田市大原町156番地3

(商号) 株式会社 孫の手

代表取締役 浦野 幸子